

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
 - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件 三五
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 三五
 - 道路の区域を変更する件五件 三五
 - 道路の供用を開始する件四件 三七
- 公告
 - 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 三六
 - 福島県教育委員会 三六
 - 福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 三六

告示

福島県告示第八百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年十二月五日救急病院として認定した。

令和二年十二月八日

名称 北福島医療センター

所在地 福島県知事 内堀雅雄
伊達市箱崎字東二十三番地一 令和五年十二月四日
認定有効期限
(地域医療課)

福島県告示第八百四十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年十二月二日救急病院として認定した。

令和二年十二月八日

名称 福島県厚生農業協同組合連合会高田厚生病院

所在地 大沼郡会津美里町字高田甲二 九八一番地

令和五年十二月一日 認定有効期限
(地域医療課)

福島県告示第八百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、江花川沿岸土地改良区から令和二年十一月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十日認可した。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第八百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津若松市湊土地改良区から令和二年十一月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十日認可した。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第八百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道喜多方西会津線	耶麻郡西会津町登世島字惣座林甲九八九番一 地先から 同 郡同 町登世島 字桑代西又道下甲八七八番二地先まで	変更前 変更後	八・三 五〇・七	三〇二・九 三〇二・九

福島県告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 若松裏磐 梯線	耶麻郡北塩原村大字檜 原字細野山国有林四一 七林班む小班地先から 同 郡同 村大字檜 原字細野山国有林四一 七林班や小班地先まで	変更前	一八・〇〇 四九・〇〇	五二五・〇〇
		変更後	一八・〇〇 四九・〇〇	五二五・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第八百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀 川矢吹線	岩瀬郡鏡石町諏訪町四 一六番一地从先から 同 郡同 町諏訪町四 〇〇番二地先まで	変更前	一四・〇〇 二〇・〇〇	一一二・〇〇
		変更後	一四・〇〇 三二・〇〇	一一二・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第八百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字棚塩 字中舂倉五四一番二地 先から 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地从先まで	変更前	五・三〇 二六・六〇	三三、五二六・四〇
		変更後	五・三〇 二六・六〇	三三、五二六・四〇
	双葉郡浪江町大字棚塩 字中舂倉五四一番二地 先から 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地从先まで	変更前	五・四〇 六七・〇〇	二二、六七九・八〇
		変更後	五・三〇 二六・六〇	三三、五二六・四〇

(道路計画課)

福島県告示第八百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字棚塩 字中舂倉五四一番二地 先から 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先まで	変更前 A 五・三〇 二六・六	A 五・三〇 二六・六	三、五一六・四
	双葉郡浪江町大字棚塩 字中舂倉五四一番二地 先から 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先まで	変更後 B 五・四〇 六七・〇	B 五・四〇 六七・〇	二、六五六・二

(道路計画課)

福島県告示第八百五十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年十二月八日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方西会津線	耶麻郡西会津町登世島字惣座林甲 九八九番一地从先から 同 郡 同 町 登世島字桑代西又 道下甲八七八番二地先まで	令和二年二月八日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

福島県告示第八百五十六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡北塩原村大字檜原字細野山 国有林四一七林班む小班地先から 同 郡 同 村 大字檜原字細野山 国有林四一七林班や小班地先まで	令和二年二月八日

(道路計画課)

福島県告示第八百五十七号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道須賀川矢吹線	岩瀬郡鏡石町諏訪町四一六番一地 先から 同 郡 同 町 諏訪町四〇〇番二地	令和二年二月八日

先まで

福島県告示第八百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広野小高線	双葉郡浪江町大字棚塩字大原二一九番三地从先から南相馬市小高区浦尻字北原八八番一七地先まで	令和二年二月八日

(道路計画課)

公告

福島県公告第二百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業に伴う工事が完了した旨届出があった。
令和二年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良事業を行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事の完了年月日
梁川町土地改良区	タラポ	令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	令和二年一月二十九日	令和二年十一月六日
同	塩ノ瀨	同	令和二年一月二十九日	令和二年十一月六日
同	足駄木	同	令和二年一月二十九日	令和二年十一月六日

(農村計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年十二月八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十二号

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則(令和元年福島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

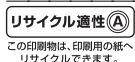
別表(第一条、第二条関係)

福島県立川俣高等学校	福島県立湖南高等学校	福島県立猪苗代高等学校	福島県立西会津高等学校	福島県立川口高等学校	福島県立只見高等学校
------------	------------	-------------	-------------	------------	------------

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(高校教育課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行所 福島県報 印刷所 株式会社第一印刷